

北区のまちづくり活動の推進に向けた 地域団体のための 「個人情報の取扱いに関する手引き」の作成・普及

北区地域福祉推進委員会

「個人情報の保護」は大切なことですが、個人情報であれば何でも「保護」は誤解です。個人情報保護法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる「過剰反応」が一部に見られるとともに、個人情報に関する取扱いに関する疑問や不安もみられます。個人情報保護法は、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」のバランスを図るものです。過保護ともいえる対応により、その有用性が失われてはなりません。例えば、要配慮者支援、自治会活動など地域にとって必要・有益な活動のために個人情報が有効に活用されるよう、個人情報保護法を正しく理解して、個人情報を適正に管理しつつ、上手に利用することが大切です。

この手引きは、北区における多様な地域団体のまちづくり活動が、地域住民の信頼を得て、より円滑に取り組まれることを目的に、区内の地域団体や関係機関のご意見や京都市総合企画局情報化推進室(情報管理担当)の助言をいただくとともに、他都市の先進事例等も参考にして、できる限り分かりやすく作成しました。

手引きの作成にあたって

各学区の地域団体や関係機関に個人情報の取扱いに関する「調査」及び「意見交換会」等を実施するとともに、北区地域福祉推進委員会やプロジェクトチーム等で他都市の先進事例の調査や個人情報の適正な取扱いのあり方を検討しました。



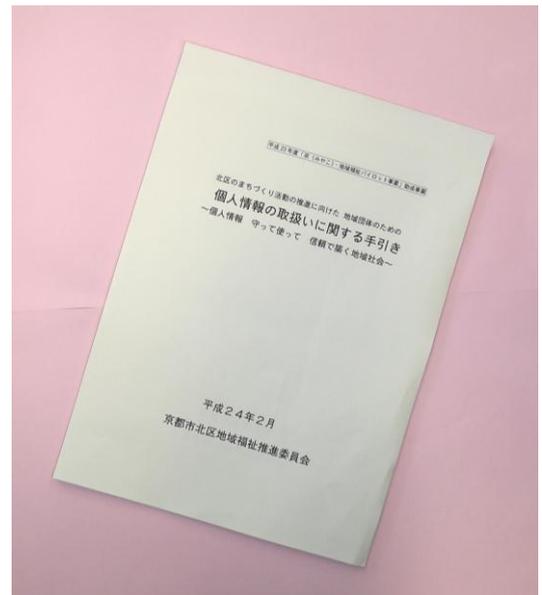


この手引きを参考にして、個人情報保護を正しく理解し、個人情報を上手に利用することで、北区における多様な地域団体の活動に携わる皆様の疑問・不安が少しでも解消され、安心してまちづくり活動に取り組んでいただければと思います。

今後とも、北区地域福祉推進委員会では、区民の皆様が北区に住んでいて本当に良かったと実感していただけるよう、北区役所をはじめとした関係機関等と連携・協働しながら、地域団体のまちづくり活動を支援していくとともに、この手引きの周知・啓発等に努めていきます。

なお、この手引きは、3月中旬から順次、関係団体等に配布するとともに、北区社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。

また、この手引きに関することについては、下記の問い合わせ先まで連絡ください。



(問い合わせ先)

北区社会福祉協議会

〒603-8143 北区小山上総町 3 番

電話 441-1900

北区役所支援保護課

〒603-8511 北区紫野東御所田町 33 番地の 1

電話 432-1284